

## 第4次男女共同参画基本計画への要望

当団体は、性暴力をゼロにすることを目指して活動する団体です。

素案について、ぜひご検討いただきたい点をまとめました。

1(2)①性暴力被害者への落ち度論や、二次被害がなくなることから、若年層への教育内容として、予防啓発だけでなく、性暴力の正しい知識を得られる内容を加えて下さい。また、広報・啓発の対象を、高齢者だけでなく、相談につながりづらい障害者、外国人に携わる職務関係者まで拡大して下さい。

1(2)④人材育成の範囲を、法曹だけでなく、被害者と接する機会の多い、保健、医療、福祉、教育の分野まで拡大して下さい。

1(2)⑨調査研究においては、実情をより反映した実効性ある施策につなげるために、性暴力被害者ならびに性暴力被害者支援団体をメンバーにして下さい。

1(2)⑩に、性暴力が自殺念慮につながる実態を踏まえ、自殺対策としての性暴力への取り組みを、追加して下さい。

2(1)施策の対象を、配偶者等だけでなく、交際経験のある高校生女子の5人に1人が経験している、デートDV(交際相手からの暴力)まで拡大して下さい。

4(1)施策の対象を、警察に届け出た犯罪被害者だけでなく、レイプに遭っても警察に届け出ない87%の被害者まで拡大し、犯罪被害者基本法に基づく支援を提供して下さい。

4(2)①民間主導のワンストップ支援センターを、自治体が予算を確保し、全都道府県に設置して下さい。

4(2)④性暴力被害者への包括的・中長期的な支援を実現するために、ワンストップ支援センターに準じる相談センターを、全市区町村に設置し、日常生活支援の機能を持たせて下さい。

4(2)⑦性犯罪裁判において、二次被害が起こっている現状を踏まえ、被害届の受理から判決に至るまで、人権保護を徹底することを、明記して下さい。

5(1)児童福祉法対象外となる若年女性(19歳～22歳)への支援を明記して下さい。

5(2)⑧に、子どもが性犯罪裁判を受ける権利を確保するために、司法面接導入の検討を追加して下さい。

6(1)売春をした女性、関わるおそれのある女性を、「更生指導」ではなく、「保護支援」の対象として、位置付けて下さい。

7(2)平成26年中の人身取引被害者が、性的搾取・ホステス稼働・婚姻等強要という、女性に対する暴力であったことを踏まえ、ワンストップ支援センターとの連携等、具体的な取り組みを明記して下さい。